

○財団法人北九州市都市整備公社寄付行為

〔平成12年3月17日〕
認 可

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、財団法人北九州市都市整備公社（以下「公社」という。）という。

(事務所)

第2条 公社は、事務所を福岡県北九州市小倉北区古船場1番35号に置く。

(目的)

第3条 公社は、公園等各種都市施設その他の施設の管理・運営及び維持保全事業を実施することにより、北九州市及びその周辺地域の都市機能の増進と公共の福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 公社は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 公園等各種都市施設その他の施設の管理・運営及び維持保全
- (2) その他公社の目的達成に必要な事業の実施

(公告の方法)

第5条 公社の公告は、北九州市公報に掲載して行う。

第2章 財産及び会計

(財産の構成)

第6条 公社の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 寄付金品
- (3) 財産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(財産の種別)

第7条 財産は、基本財産及び運用財産とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄付された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の処分の制限)

第8条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会において、理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を

経て、かつ、福岡県知事の承認を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(財産の管理)

第9条 財産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決により定める。

2 基本財産のうち、現金は、郵便官署若しくは確実な金融機関に預け入れ、又は国債、地方債その他確実な有価証券にかえて、保管しなければならない。

(経費の支弁)

第10条 会社の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第11条 会社の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、理事長が作成し、毎会計年度開始前に、北九州市長の承認を受けなければならない。

2 前項の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、理事会において、理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経て、福岡県知事に届け出なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(暫定予算)

第12条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第13条 会社の事業報告及び決算は、理事長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後2箇月以内に、北九州市長に提出しなければならない。

2 前項の事業報告及び決算は、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経て、その会計年度終了後3箇月以内に福岡県知事に報告しなければならない。この場合において、資産の総額に変更があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添えるものとする。

(長期借入金)

第14条 会社が資金の借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経て、かつ、福岡県知事に届け出なければならない。

(会計年度)

第15条 会社の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第3章 役員

(種別及び選任)

第16条 会社に次の役員を置く。

(1) 理事 5人以上10人以内(理事長1人及び専務理事1人を含む。)

(2) 監事 2人以内

2 理事及び監事は、評議員会において選任する。

3 理事長及び専務理事は、理事の互選によりこれを定める。

- 4 理事、監事及び評議員は、相互に兼ねることはできない。
- 5 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を福岡県知事に届け出なければならない。
- 6 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を福岡県知事に届け出なければならない。

(職務)

第17条 理事長は、公社を代表し、その業務を総理する。

- 2 専務理事は、理事長を補佐して公社の業務を掌理し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、その職務を行う。
- 3 理事は、理事会を構成し、その寄付行為に定めるところにより、公社の業務を議決し、執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 財産の状況を監査すること。
 - (2) 理事の業務執行状況を監査すること。
 - (3) 財産及び会計の状況又は業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを理事会、評議員会又は福岡県知事に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会又は評議員会の招集を請求し、若しくは第4章又は第5章の定めにかかわらず、理事会又は評議員会を招集すること。

(任期)

第18条 役員の任期は、2年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第19条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事会において、理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経て、解任することができる。この場合、理事会において議決する前に、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

第20条 役員は、無給とする。ただし、常勤の役員は、有給とすることができる。

- 2 役員には、費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 理事会

(構成)

第21条 公社に理事会を置く。

- 2 理事会は理事をもって構成する。

(議決事項)

第22条 理事会は、この寄付行為に別に規定するもののほか、次に掲げるもののうち重要な事

項を議決し、執行する。

- (1) 規程の制定又は改正若しくは廃止
- (2) その他会社の運営に関する事項
(種類及び開催)

第23条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎年2回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第17条第4項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき。
(招集)

第24条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第3項第2号又は第3号に該当する場合は、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。ただし、急施を要する審議事項で、所定の手続によって執り行うことが困難な場合は、この限りでない。

(議長)

第25条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第26条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 理事会の議事は、この寄付行為に別に規定するもののほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面による議決)

第28条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その理事は出席したものとみなす。

(監事の出席)

第29条 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(議事録)

第30条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 会議に出席した理事の氏名
- (4) 審議事項及び議決事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、出席理事のなかから、その会議において選出された議事録署名人2人以上が議長とともに署名、押印しなければならない。

第5章 評議員及び評議員会

(評議員)

第31条 会社に評議員11人以上15人以内を置く。

- 2 評議員は、理事会において選出し、理事長がこれを委嘱する。
- 3 評議員には、第18条、第19条及び第20条の規定を準用する。

(評議員会)

第32条 評議員会は、評議員をもって構成する。

- 2 評議員会は、理事長が招集する。
- 3 評議員会の議長は、評議員会において互選する。
- 4 評議員会は、この寄付行為に規定するもののほか、理事長の諮問に応じ、必要な事項について審議し、助言する。
- 5 評議員会には、第23条第3項第3号、第26条から第28条まで及び第30条の規定を準用する。
- 6 前各項に定めるもののほか、評議員会の運営に関し必要な事項は、理事会で定める。

第6章 事務局

(設置等)

第33条 会社の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、所要の職員を置く。
- 3 職員は、理事長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(備付け書類及び帳簿)

第34条 事務所には、一般の閲覧に供するため、常に次に掲げる業務及び財務等に関する書類を備えておかななければならない。

- (1) 寄付行為
- (2) 理事、監事及び評議員の名簿
- (3) 事業報告書
- (4) 収支計算書
- (5) 正味財産増減計算書
- (6) 貸借対照表
- (7) 財産目録
- (8) 事業計画書
- (9) 収支予算書

第7章 寄付行為の変更及び解散

(寄付行為の変更)

第35条 この寄付行為は、理事会において、理事現在数の4分の3以上の議決及び評議員会の同意を経て、かつ、福岡県知事の認可を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第36条 公社は、民法（明治29年法律第89号）第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会において、理事現在数の4分の3以上の議決及び評議員会の同意を経て、かつ、福岡県知事の許可を得た場合に解散することができる。

2 公社が解散するときに有する残余財産は、理事会において、理事現在数の4分の3以上の議決及び評議員会の同意を経て、かつ、福岡県知事の許可を得て、北九州市又は公社と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第8章 補則

（委任）

第37条 この寄付行為の定めるもののほか、公社の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

付 則

この寄付行為は、平成12年4月1日から施行する。ただし、評議員及び評議員会に関する規定（第31条第2項は除く。）は、第31条第2項の規定による理事長の最初の委嘱日から施行する。この場合において、同日前に理事長、理事又は監事を選任する必要が生じたときは、第16条第2項及び第3項の規定にかかわらず、北九州市長が理事長を選任し、理事長が当該理事又は監事を選任する。

付 則（平成18年4月1日）

（施行規則）

この改正は、平成18年4月1日から施行する。